

法律第十八号（平二三・四・二二）

◎裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、七八二人」を「一、八二七人」に改める。

附 則

この法律は、平成二十三年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）

理 由

下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。